

第 7 章 主要投資関連法規

ラオスは 2013 年 2 月 2 日、WTO 加盟を果たした。WTO に加盟申請したのは 1997 年のことであり、申請以来 15 年を経ての実現であり、ASEAN 諸国最後の加盟国であった。その間、ラオスは関税、知的財産権、植物検疫など法制度を整備することで、国際社会に認知されるようになり、貿易・投資を促進して、最貧国から脱出しようとしたのである。

一方で、ラオスの投資関連法制度は新しく、運用面で相互に整合性がとれていなかったり、全国的に法令が徹底されていなかったりすることがあるようである。

1. 投資法

(1) 投資奨励法 No.02/NA (2009 年 7 月 8 日公布)

WTO 加盟を見越して策定された現行投資奨励法 (No. 02/NA) は 2009 年 7 月 8 日に公布、60 日後の 9 月 7 日に発効した。同法は、2004 年公布の国内投資奨励法及び外国投資奨励法を置換するものであり、WTO の原則に基づき内外投資を一体化した。

同法は 1994 年外国投資法と同じく、外国投資家の投資分野として、国家の安全保障、文化、公衆衛生、自然環境に悪影響を与えると政府が判断する分野以外の分野、を挙げている。一方、新投資奨励法が 1994 年外国投資法と異なる主な点は、投資の種類を一般事業、コンセッション事業、特別経済区及び特定経済区開発、の 3 種に分け、管轄する機関を別にし、投資手続きを簡素化した、投資の種類により減免税など細かなインセンティブを付与した (第 9 章参照)。一般事業の投資期間は制限がなく、コンセッション事業の投資期間は最大 99 年 (延長可) となった (1994 年外国投資法の場合、合弁企業、外資出資 30% 以上、最低登録資本 10 万ドル以上のライセンス有効期限は 20 年であった)。外国投資家の不動産業への参入が可能になった、登録資本 50 万ドル以上の外国投資家に土地使用権を購入する資格を与えた、などである。

2009 年投資奨励法は XI 部から成り、その内容は以下の通りである。

第 部 一般規定

第 部 投資の形態

第 部 投資事業

第 1 章 投資の種類

第 2 省 一般事業への投資

第 3 章 コンセッション事業への投資

第 4 章 投資要望リストに記載のプロジェクト及び活動への投資

第 5 章 特別経済区および特定経済区における投資

第 6 章 投資のためのワンストップ・サービス

第 7 章 代表事務所と支店

- 第 部 投資の奨励と保護
 - 第 1 章 関税・税金面の優遇措置
 - 第 2 章 投資促進に資するその他優遇措置
 - 第 3 章 投資の保護
- 第 部 投資家の権利と義務
- 第 部 禁止事項
- 第 部 投資の中止、変更、取り消し、終了
- 第 部 紛争解決
- 第 部 管理と監査
- 第 部 優良な成果に対する授賞と違反行為に対する制裁
- 第 XI 部 最終規定

(2) 投資法施行に関する首相令 No.119/PM (2011 年 4 月 20 日公布)

2011 年 4 月 20 日、上記投資奨励法に関する施行規則として投資法施行に関する首相令 No. 119/PM (以下施行令) が公布された。同施行令は先の投資奨励法のいくつかの条項についてより詳しい説明を加えている。特に、中央と地方の管轄機関の役割の明確化、中央レベルの管轄機関、ワンストップ・サービス機関の間の役割を明らかにして、有効な投資が全国で統一された理解の下に成されることを目的としている。

同施行令の構成は以下の通りである。

- 第 部 一般規定
- 第 部 契約による事業協力及び登録資本の決定
- 第 部 一般事業への投資
- 第 部 コンセッション事業への投資
- 第 部 投資奨励プロジェクトリストの策定
- 第 部 投資奨励委員会とワンストップ・サービス
- 第 部 駐在員事務所
- 第 部 関税及び税に関する優遇措置
- 第 部 情報及び土地利用権に関する優遇措置
- 第 部 ラオス人民民主共和国での投資家及び外国投資家の家族の手続き
- 第 XI 部 地方への権限委譲
- 第 XII 部 投資情報の要約及び報告
- 第 XIII 部 既存の投資認可企業の承認
- 第 XIV 部 投資法遵守の投資家と投資法を犯した投資家に対する措置
- 第 XV 部 最終規定

2. SEZ（特別経済区及び特定経済区）に関する法律

ラオスは日本政府や ADB の支援により、2008 年頃から工業団地・経済特区を整備・推進する計画にとりかかり、2010 年 10 月には SEZ 令が承認され、11 月には政府（Government Office、元首相府）内に SEZ 委員会（National Committee for Special Economic Zone）を立ち上げた。SEZ 導入の直接のきっかけは、日本の援助によって第 2 友好橋が建設され、ベトナムからサワンナケート経由でタイに至る国道 9 号線によって繋がり、東西回廊が完成したことにあり、とされており、図表 7-2 にあるように Sawan-SENO SEZ が最初に着手された。第 4 章 4 で見たように、これまで開発されている SEZ は全国に 10 カ所あるが、各 SEZ は独自の法制度及び優遇措置を有している。

図表 7-1 は個別 SEZ に関する法律以外の SEZ 関連の法令、図表 7-2 は個別 SEZ を規定する法令である。

図表 7-1 SEZ に関する法令

投資奨励法（No. 02/NA）	2009 年 7 月 8 日
特別経済区及び特定経済区に関する首相令承認についての国会常任委員会決議（No.47/NASC）	2010 年 10 月 26 日
特別経済区及び特定経済区に関する首相令（No.443/PM）	2010 年 10 月 26 日
特別経済区及び特定経済区管理委員会の組織及び活動に関する首相令（No.517/PM）	2010 年 12 月 9 日
国家経済特区委員会事務局の組織と活動に関する政令（No.01/NCSEZ）	2010 年 12 月 13 日
特別経済区及び特定経済区の開発戦略 2011～2020（No:188/PM）	2012 年
SEZ の開発及び管理に関するワンストップ・サービスのガイドライン（2011 年版）	2011 年

（出所）NCSEZ ホームページ（<http://www.sncsez.gov.la/index.php/en/legal-acts>）

図表 7-2 個別 SEZ を規定する法令と管理機関

法令	公布	管理機関
Sawan-SENO SEZ 令（No.148/PM）	2003 年 9 月 29 日	首相府
Boten-Danekham SEZ 令（No. 089/PM）	2010 年 2 月 4 日	MPI（計画投資省）
Golden Triangle SEZ 令（No. 090/PM）	2010 年 2 月 4 日	MPI（計画投資省）
Vientiane-Nonthong Industrial and Commercial Zone(Vita Park、No. 443/PM)	2010 年 10 月 26 日	工業省
Phoukhiao SEZ （No. 443/PM）	2010 年 10 月 26 日	NCSEZ（SEZ 委員会）

（出所）『Development Strategy for Special and Specific Economic Zone(SEZ)in the Lao PDR, 2011-2020』（首相令 No. 188/PM）より作成

図表 7-1 にある「特別経済区及び特定経済区の開発戦略（2011～2020）」によれば、2012 年現在、図表 4-7 及び 4-8 で示した 10 の SEZ の他に 12 の SEZ が F/S の段階にあり、23

が投資家を募っているところだという。今後開発される SEZ は、製造業ばかりでなく、商業・サービス、観光、住宅（ニュータウン）、国境貿易など様々な産業に特化した特別経済区ないしは特定経済区が含まれている。

3. 会社法

現行会社法（Enterprise Law、No. 29/PO）は、2005 年 12 月 9 日に公布され、次の部から成る。

- 第 部 一般規定
- 第 部 会社
- 第 部 個人所有会社（Sole-Trader Enterprise）
- 第 部 パートナーシップ会社（Partnership Enterprise）
- 第 部 株式会社（Companies）
- 第 部 国有株式会社（State-Owned Enterprise）
- 第 部 連合株式会社（Joint Companies）^{（注）}

（注）国と国以外の投資家が 50：50 の比率で株式を保有する株式会社をいう。

- 第 部 企業の管理及び監査
- 第 部 賞罰
- 第 部 最終規定

4. 税法

ラオスでは改正税法（Amended Tax Law）（No. 05/NA）が 2012 年 1 月 10 日、国家主席令として公布された。同法は 2005 年税法（No.04/NA）の改正版であり、売上税に代わって VAT（付加価値税）の導入、法人税の引き下げなどの変更があった。税制についての詳細は第 12 章を参照されたい。

5. 金融・外国為替関連の法律

(1) 銀行関連の法律

本章 1.の(1)で述べた投資奨励法第 53 条「資金調達に係る投資優遇措置」は、「内外の投資家は法律及び規則に基づき、ラオスおよび外国の商業銀行、その他金融機関から資金調達や融資を受けることができる」としている。

ラオスにおける銀行に関する法令は図表 7-3 の通りである。商業銀行法は外国の商業銀行がラオスに支店を開設することを認めている。2013 年末現在ラオスには 33 の銀行があるが、最大の地場商業銀行は BCEL（Banque pour le Commerce Exterieur Lao）である。外資系銀行としては、バンコク銀行をはじめとするタイの主要銀行の支店、中国工商銀行、ANZ、Maybank 及び Public Bank（マレーシア）、合弁銀行（Lao Viet Bank、Banque Franco Lao、IndoChina Bank）などがあり、2013 年にはマルハン・ジャパン銀行がマルハン（京

都)のシンガポール投資子会社を通じて設立された。

図表 7-3 銀行関連の法令

法令	公布	監督機関
中央銀行法 (No. 29/PO)	1995年10月14日	独立機関 (省庁と同格)
中央銀行の組織及び活動に関する首相令 (No.40/PM)	2000年4月6日	
商業銀行法 (No. 02/PO)	2007年1月16日	中央銀行

(出所) 各種資料より作成

(2) 外国為替管理

ラオスにおける外国為替の取扱いは、2008年3月17日大統領令 (No.01/OP)「外国為替及び貴金属管理令」によって規定されている。個人及び法人は、同大統領令に基づき、商業銀行 (及び許可を受けた外国為替両替所) から外国為替を購入することが出来、外為取引は自由化されている。

従って、外国投資家による利益等の本国あるいは第3国への送金も、2009年投資奨励法、外国為替及び貴金属管理令によって認められている。

6. 貿易・通関関連の法律

(1) 輸出入管理

ラオスは2013年2月2日にWTOに正式に加盟したので、WTOが認める例外を除いて輸入規制 (数量規制、割り当て、禁止措置など) を適用することが出来なくなった。例外品目として考えられるのは、工商大臣告示 (No. 0973/MoIC.DIMEX) (2011年5月25日) にある「安全保障・治安、公衆道徳、人・動植物の生命あるいは健康、国宝あるいは天然資源、あるいはラオスが締結している条約のコンプライアンスを守る」に当て必要な輸出入品目である。

(2) 通関

WTO加盟に伴い、貿易取引については、国際商業会議所 (ICC) の「信用状統一規則」に従うこととなった。

ラオスでは陸路輸送が主な輸送手段であり、国境での通関に当ってはアジア開発銀行が主導するGMS (大メコン経済圏: Greater Mekong Sub-region) プログラムの一環である「貨物と旅客の国際輸送を促進するための協定」 (CBTA: Cross Border Transport Agreement) に従って手続きが行われる。同協定は、タイ、ラオス、ベトナムが1999年

11月26日に署名、カンボジアは2002年11月3日、中国は2002年11月3日、ミャンマーは2003年9月19日にそれぞれ加盟した。

また、本協定の適用を促進するために別途定められた二国間協定がある。しかし、道路輸送車両法は道路運送事業法等、国によって関連法規が異なるため、調整が必要であり、2015年末のASEAN共同体成立に向けて、各国でそのための取り組みが行われている。

7. 知財に関する法律

知財制度を規定する法律は知的財産法改正法 No. 01/NA (2011年12月20日公布)であり、特許、商法、意匠、著作権をはじめとする基本的な知財権制度を包括的に規定している。現在、同改正法を受けて細則の整備に着手している、とされている(知的財産権については第14章参照)。

8. 労働法

ラオスの労働法は、2007年1月16日に発効した改正労働法 (No. 05/PO) である。同法第25条はラオス人の雇用を優先することを規定しており、外国人の雇用については、労働監督機関の承認を得ることになっている。(労働事情については第19章参照)。